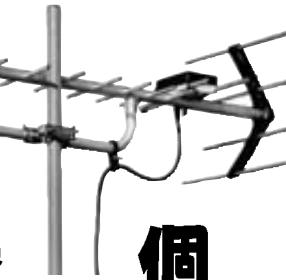


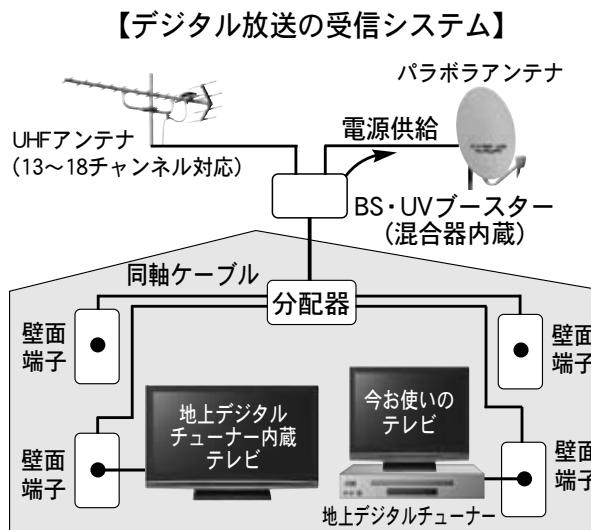
個別アンテナ受信と 共同受信の施設改修

地上デジタルテレビ放送を良好に受信するには、電波の入り口のアンテナが重要になります。ここでは地デジ受信に必要なアンテナの仕組みや、地デジ対応のための共同受信施設の改修、難視聴の問題についてお知らせします。



電波の送信帯域 13～18チャンネル

左の図は自宅のアンテナでデジタル放送を受信するシステム例です。



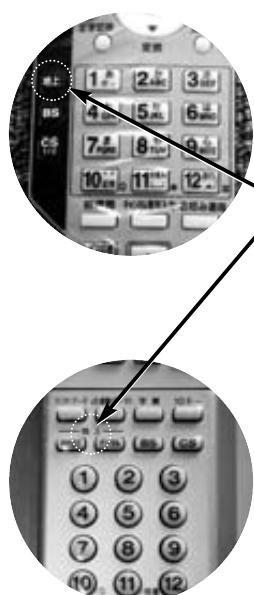
【デジタル放送の普代田野畠局のチャンネル】

局名	NHK総合	NHK教育	IBC	テレビ岩手	めんこい	岩手朝日
普代田野畠局	14	13	15	17	16	18

おおむね、「デジタル放送は、UHFという帯域のチャンネルを使って放送されます。現在、普代田野畠中継局では、NHKやIBC、テレビ岩手、めんこい、岩手朝日など

中継局からの電波を受信する家庭用のUHFアンテナはこれまでに3種類が市販されています。13～30チャンネルの「M帯域」、31～44チャンネルの「H帯域」、45～62チャンネルに切り替わります。

問題は、皆さん方が使っているUHFアンテナが13～18のチャンネルをカバーしているかどうかです。カバーしていなければデジタル放送を受信できず、新たに購入しなければなりません。事前に購入店に問い合わせるなど、確認できれば安心です。



皆さんの疑問に お答えします！

地上デジタルテレビ放送の完全移行に伴い、3年後に迎えるアナログテレビ放送の終了。「今あるテレビはどうなるの？」「今使っているビデオレコーダーは大丈夫？」そんな皆さんの疑問にお答えします。

左の図は自宅のアンテナでデジタル放送を受信するシステム例です。

新受信が弱い地域

地デジにはたくさんの利点もありますが、問題もあります。地デジの最大の問題は、「今まで映っていたテレビが映らなくなる」という、新たな難視聴が発生する可能性があることです。

デジタルの電波はアナログに比べて直進性が強いため、受信障害が発生しやすくなりますが、実際、村でも難視聴になる

各テレビ組合は 早めの準備を!!

可能性のある地域があります。

こうした山間部の難視聴解消策として、テレビ組合があり、受益者で管理しています。共同でアンテナを設置し、ケーブルで各世帯へつなぐテレビ組合は、村には堀内・沢向、普代、太田名部、鳥居、力持、落合地区で6組合があります。それらの全施設は地デジの電波をそのまま電送できない施設で、平成23年7月までに地デジ対応への施設改修が迫られています。改修は、デジタル波が出て

現在のアナログ放送で、ギリギリ映っているという状況であれば、デジタル放送では映らなくなる可能性もあります。

写真はイメージです

チューナーは1台のテレビに1台必要ですから、3台必要になります。

「VHSなどの今使っているビデオレコーダーなどは使えますか？」

今までどおりビデオを見ることはできます。番組録画も通常（標準）画質になりますが、録画できます。

「自宅の屋根に付いている今のアンテナはそのまま使えますか？」

UHFアンテナが普代田野畠中継局の使用する13～18チャンネルに対応していれば、そのまま使うことができます。対応していない場合は購入しなければなりません。電波の強弱によりますが、価格は5千円から2万円程度です。

「地上デジタル放送は有料なのですか？」

民放は今まで通り無料放送です。NHKの受信料は、現在既に契約されている方は、新たに契約を行う必要はありません。テレビ組合で視聴する場合は維持費などが必要になる場合がありますので、組合にお問い合わせください。

「車にテレビが付いていますが、今まで映りますか？」

残念ながら、家庭用と同じで専用のチューナーと専用アンテナが必要になります。価格は現在チューナーが5万円程度。専用アンテナは安い物では5千円程度からあります。

デジタル波の受信対策に 村内約50カ所を調査

新たな難視聴地域が予想されることから、村は2年後のデジタル移行に備え、村内の6テレビ組合の受信点調査と、現在のアナログ電波が弱い地点など約50カ所の事前調査を行います。

実施は秋ごろを予定していますので、調査の際は土地の立ち入りなどについて、皆さんのご協力をお願いします。

悪徳商法にご注意ください

テレビ局の職員や工事人に来て、受信工事やテレビの調整代金などの支払いを求める詐欺を行ったり、不正請求や、振り込め詐欺を行ったりする例が確認されています。

地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報に基づいて関連商品・サービスを売りつける悪徳商法にご注意ください。

■問い合わせ先…役場総務課(☎ 35-2111)

■問い合わせ先
受信相談：総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター(☎ 0570-07-0101)
視聴エリア相談：(社)地上デジタル放送推進協議会(ホームページ・<http://www.dpa.or.jp/>)